

三重県立みえ夢学園高等学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

- ・ 「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。）
- ・ いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。
- ・ 本方針は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定、「いじめの重大事案に関する調査のガイドライン」の策定を踏まえた、三重県の「三重県いじめ防止条例」、「三重県いじめ防止基本方針」の改定（平成31年3月）を参酌し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ組織的、効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・ いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめ防止のため日頃から学校教育全体を通じて、豊かな心や道徳性、自律性をはぐくむことにより、生徒の将来における自己実現を可能にするための力を育成するものである。
- ・ いじめの防止対策等を総合的かつ効果的に推進し、生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が健やかに成長し、安心して学校生活を送ることができる学校づくりを推進する。
- ・ 学校が行ういじめ防止等の対策については、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるよう取り組むものとする。
- ・ 生徒が、一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめ防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようにする。
- ・ いじめへの基本的対応としては、未然防止、早期発見・早期対応が重要であり、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処できるように取り組む。
- ・ 教職員の言動が生徒に大きな影響を与えることを認識し、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組み、いじめに対して適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

- ・ 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。その構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、教育相談係、人権教育担当、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等とし、学校長の指示のもと、構成員を限定または関係職員および関係機関等が加わるものとする。
- ・ いじめ対策委員会は、いじめ防止のため、三重県立みえ夢学園高等学校いじめ防止基本方針を策定し、毎年度当初にその見直しと確認を行う。また、策定した基本方針については教職員、生徒、保護者、地域等への周知やホームページでの公表など、積極的に情報発信を行うものとする。
- ・ いじめ対策委員会は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むため、学期に1回以上のアンケート調査や教育相談、インターネットを通じたものを含めたいじめの防止対策および教職員への研修や保護者への啓発が適切に実施されるよう年間計画を定めるものとする。また、いじめ対策委員会が適切にいじめ防止対策の進捗状況を把握できるよう、いじめ対策委員会の開催予定についても年間計画に定めることとする。

- ・ いじめ対策委員会は、個別面談の進捗状況を把握し、教育相談の相談事例の集約、教職員や生徒等からの情報集約を行い、必要に応じていじめ対策委員会を随時開催する。
- ・ いじめの認知はいじめ対策委員会を通じて行うものとし、いじめ対策委員会は、いじめの疑いがあるような行為が発見され時には、速やかに必要な調査を行い、事実関係の有無を確認して認知を行う。認知したいじめについては、必要に応じてスクールカウンセラー等の助言を受けつつ、保護者との連携のもと、被害側生徒へのケアや加害側生徒への適切な指導を行うものとし、その結果を「いじめ対応情報管理システム」により県教育委員会事務局生徒指導課に報告する。また、全教職員に必要な情報を提供するものとする。
- ・ いじめ対策委員会は、いじめに対する学校の組織的対応の中核を担い、当該いじめの解消に至るまでいじめ対策委員会を中心として対応する。
- ・ 学校の行ういじめ防止等に係る対策については、学校評価に位置づけ、取組評価アンケートを実施して達成度を測定する。

4 生徒指導（教育相談）体制

- ・ 学校は、生徒のいじめの実態を把握し、いじめが行われにくい学校づくりに資するため、学期に1回以上のアンケート調査を行いいじめ対策委員会に報告するとともに個別面談等の必要な対応を行う。
- ・ 学校は、スクールカウンセラー等の活用を図るとともに、機に応じた一斉個別面談をいじめ防止のための年間計画に位置づけて実施するなど、教育相談体制の確立に努める。
- ・ 学校は、電話相談窓口の周知を図り、いじめを訴えやすい体制を整える。

5 未然防止の取組

- ・ いじめ対策委員会は、いじめの防止に資するため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図るとともに、社会体験学習等を計画的に実施する。また、全ての生徒が学習を通じて絆を深め合い、安心して学校生活を送るため、自らが規範を守り行動するという自律性を育むとともに、わかる授業を創造するため公開授業を計画的に実施する。
- ・ いじめ対策委員会は、教職員に対するいじめを取り扱った研修その他の啓発を定期的に計画して実施する他、PTAや地域の関係団体等といじめ問題や学校基本方針について話し合う場を設けるなど、家庭や地域に対する連携や啓発のための活動を行う。
- ・ 学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また効果的に対処することができるよう、生徒や保護者に対して講演会や親子学習会等の啓発活動を行う。
- ・ 学校は、人権教育活動の充実を図り、互いを認め合う集団づくりに努める。

6 早期発見の取組

- ・ いじめ対策委員会は生徒の訴えや教職員からの情報など、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行い、生徒の実態把握に努めるものとする。
- ・ いじめ対策委員会は、学期に1回以上のアンケートや個別面談等の実施後に集約と分析を行い、いじめが疑われる事例には、迅速かつ適切に必要な調査を行うこととする。
- ・ いじめ対策委員会は、いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒等への事実関係の聴取等を行い、実態を把握する。

7 いじめの対処

- ・ いじめの発見や通報を受けた場合は、いじめ対策委員会を中心に速やかに組織的に対応し、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもとで取り組むとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめ対策委員会は、いじめの被害側と加害側で紛争が生じることのないよう、情報共有等につとめるとともに、いじめが解消に至るまで必要な措置、支援を行う。
- ・ いじめ対策委員会は、加害側と被害側の在籍校が異なる場合には学校間の連絡に努め、いじめが犯罪行為に該

当する場合には、所轄警察署と連携して対処するなど適切に関係機関との連携を図るものとする。

8 重大事態への対処

- ・ 本項で言う「重大事態」とは、以下のような事態を指すものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「生命、心身または財産に重大な被害」の例

生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」の「相当の期間」とは、不登校の定義をふまえ、30日を目安とする。ただし生徒が一定期間連続して休んでいるような場合には、その目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- ・ 重大事案が発生した際には、県教育委員会に緊急報告を行い、学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ対策委員会に第三者を加えた調査組織を設置し、必要な関係機関等の支援を得て行うものとする。また、調査により明らかになった事実関係については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、調査結果を県教育委員会に報告する。

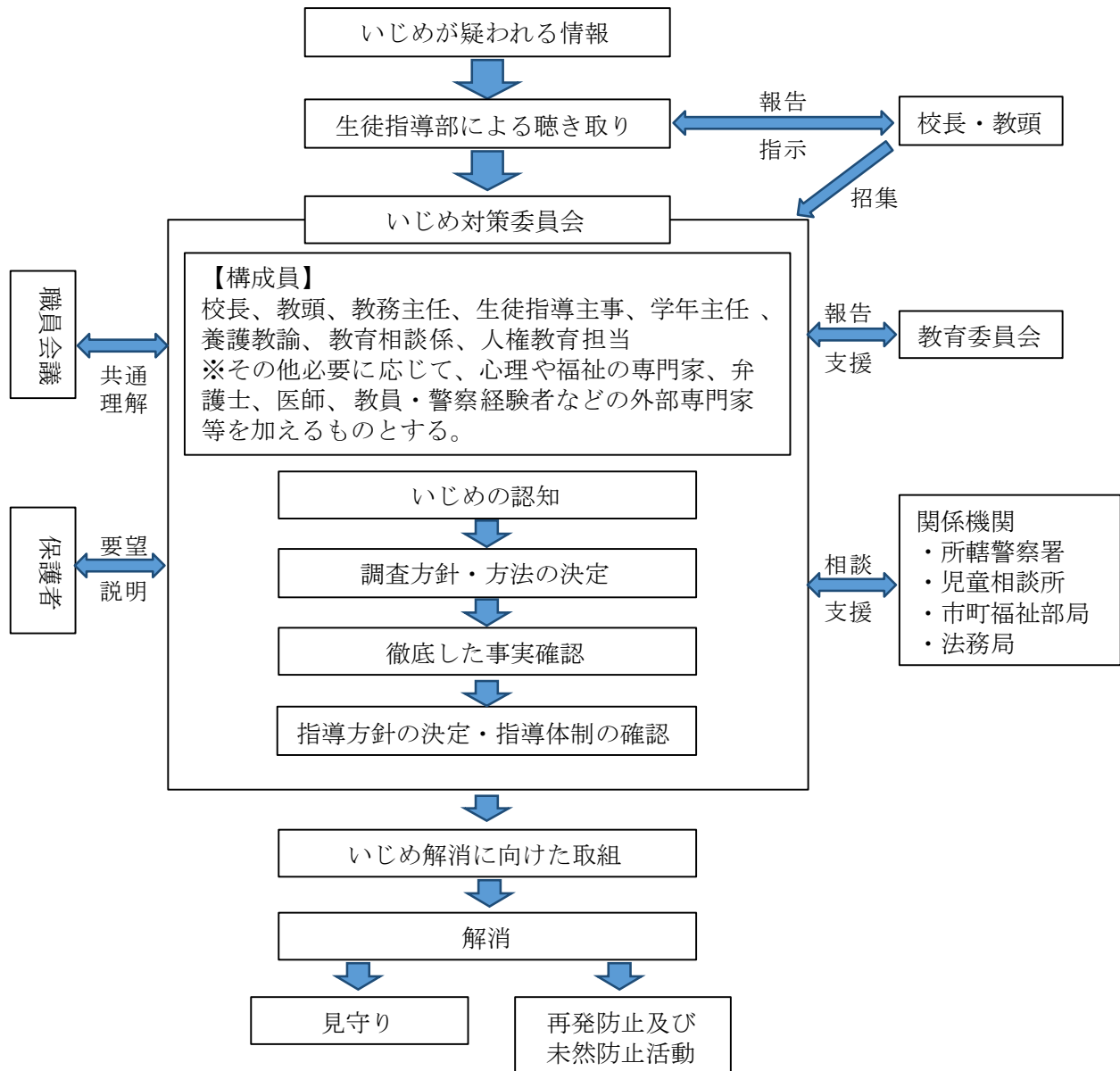
※（重大事案の調査主体は、県教育委員会の判断によって、県が主体になる場合がある。）

- ・ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、学校の判断に関わらず、重大事態として報告・調査等にあたる。
- ・ 重大事案の調査・説明・報告の手順については、「三重県いじめ防止基本方針」に基づいて進める。

9 附則

- ・ 平成26年12月 策定
- ・ 平成27年7月 一部改訂
- ・ 令和元年5月 一部改訂
- ・ 令和3年4月 一部改訂

いじめ発生時の組織的対応



【学校の対応】

- ・被害生徒や、いじめを知らせた生徒等に充分配慮し、事実確認を正確かつ迅速に行う。
- ・被害生徒、加害生徒の双方から丁寧に事情を聴き取るとともに、周辺生徒や関係教職員から可能な限り聴き取りを行い、正確かつ迅速な事実確認を行う。
- ・被害生徒について、過去のアンケート調査の状況を確認するとともに、必要に応じて当該学年または全学年のアンケート調査を実施する。
- ・被害側、加害側の生徒の保護者と直ちに面談する機会を持ち、事情を説明する。
- ・保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず関係改善を行うとともに、傍観者や観衆への指導も行う。
- ・犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに所轄の警察に相談または通報する。



策定・見直し

いじめ対策委員会

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談係、人権教育担当

※その他必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等を加えるものとする。

- 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
- 校内研修会の企画・実施
- 教育相談、いじめアンケート、教員や生徒等による情報の整理・分析・記録
- いじめの疑いがある案件の調査・事実確認・認知
- いじめ解消にむけた対応
- 配慮が必要な生徒への支援方針の検討



年間計画等



情報等の報告



連携促進

未然防止

- 学習指導の充実
 - ・授業規律の徹底
 - ・「わかる」授業づくり
- 特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・体験活動の充実
 - ・生徒会による啓発活動
(4月・11月)
- 人権教育の充実
 - ・人権LHRの実施
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル指導の充実
 - ・外部講師による講演の実施
- 校内研修の実施

等

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員の観察、養護教諭による情報
 - ・生徒、保護者、地域からの情報
 - ・学期に1回以上のアンケート調査実施
- 教育相談体制の充実
 - ・教育相談の定期実施
 - ・スクールカウンセラー（教育相談専門員）等の活用
 - ・いじめ相談機関の周知
- 情報の共有
 - ・情報交換会の定期実施
 - ・管理職への報告
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・学級担任等の教員間での申し送り

保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針の周知
- ・PTA活動の充実
- ・学校Webページ等による情報発信
- ・保護者会の定期開催
- ・地域の会議、行事への参加
- ・インターンシップの実施
- ・学校関係者評価委員の委嘱
- ・学校行事への招待

教育委員会との連携

- ・いじめ事案の報告
- ・人的支援の要請

関係機関との連携

- ・学校警察連絡協議会の参加
- ・児童相談所との連携
- ・市町福祉部局との連携

令和7年度いじめ防止対策年間計画

学期	月	主な活動	関連行事等
1 学 期	4	・いじめ対策委員会（基本方針・年間計画策定） ・人権教育推進委員会 ・生徒情報交換会（特別支援） ・人権LHR・アンケート ・保健部・生徒指導部集会 ・いじめ防止強調月間（生徒会：ピンクシャツ運動） ・連休前の生徒へのいじめ相談機関の周知	・新入生オリエンテーション ・ガイダンス
	5	・いじめアンケート調査・事後指導 ・いじめ対策委員会（アンケート分析と情報共有）	
	6	・生徒情報交換会（特別支援） ・学校関係者評価委員会 ・人権教育推進協議会	・校内生活体験作文指導
	7	・保健部・生徒指導部集会 ・保護者会における状況把握 ・夏季休業事前指導及びいじめ相談機関の周知	・校内生活体験発表会 ・ガイダンス
	夏季休業	・関係機関と連携した夏季休業中のいじめ事案の把握と対応	・中勢地区高校生人権活動交流会
2 学 期	9	・夏季休業中の事故等の把握（生徒指導） ・自殺防止月間における生徒状況把握と指導 ・現職教育（人権） ・中学校訪問による生徒情報交換	・授業公開
	10	・現職教育（特別支援）	・県生活体験発表大会
	11	・いじめ防止強調月間（生徒会による取組） ・いじめアンケート調査・事後指導 ・いじめ対策委員会（アンケート分析と情報共有） ・人権教育推進委員会	
	12	・保護者会における情報把握 ・保健部・生徒指導部集会 ・人権LHR ・冬季休業事前指導及びいじめ相談機関の周知 ・学校関係者評価委員会	・キャリアガイダンス ・ガイダンス
	冬季休業	・関係機関と連携した冬季休業中のいじめ事案の把握と対応	
3 学 期	1	・冬期休業中の事故等の把握（生徒指導） ・生徒情報交換会（特別支援）	
	2	・いじめアンケート調査・事後指導 ・いじめ対策委員会（アンケート分析と情報共有及び取組総括） ・学校関係者評価委員会 ・人権教育推進委員会	・ガイダンス

	3	・保護者会における状況把握 ・保健部・生徒指導部集会 ・いじめ対策委員会（年度総括） ・春季休業の事前指導（生徒指導） ・人権講演会 ・春季休業事前指導及びいじめ相談機関の周知	
	春季休業	・関係機関と連携した春季休業中のいじめ事案の把握と対応 ・入学前教育相談 ・中学校との引継面談	
年間		・「産業社会と人間」におけるコミュニケーションスキルの育成 ・「わかる」授業づくり ・教育相談 ・S S W相談 ・いじめ案件発生時の報告と対応 ・いじめに関する月例報告 ・いじめ案件対応のための人的支援の要請	